

# 厚岸町議会 平成19年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成19年3月13日

午後3時15分開会

- 委員長（室崎委員） ただいまから平成19年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

まず初めに、議案第1号 平成19年度厚岸町一般会計予算を議題といたします。

予算書の1ページ、第1条歳入歳出予算から審査を進めてまいります。

27ページをお開き願います。

事項別明細書によって、審査を進めてまいります。

款、項、目により進めてまいります。

29ページ、歳入をお開きください。

それでは入ります。1款町税、1項町民税、1目個人。

3番。

- 南谷委員 1款1項町民税についてお伺いをさせていただきます。

本年度、町民税5億1,100万円、個人が4億3,600万円、法人が7,400万円、こういう計画を立てられております。この関係につきまして、以前に、税源移譲に係る町財政への影響度合いにつきまして、前回大変詳しいご説明を賜りました。その関係につきまして、二、三お尋ねをさせていただきたいなと思います。

たしか、18年度9月の質問のときに質問をさせていただいたんですけれども、そのときの書類によりますと、税源移譲による影響度というんですか、そのときにお伺いをさせていただいたのが、たしか8,300万円ほどでしたか、あのときの影響度合い。そして、実質2,200万円ほど町全体に対する影響額ということで説明をいただきました。実質、今回計画を立てられている当時の説明よりも500万円ほど下がっていると。計画の数字が8,500万円ですから、200万円ほど差が出てしまった。この辺の背景について、当時とこの計画を立てる時点に至った、まず、この下がった要因。それから、影響度合いについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

せんだっての一般質問によりまして、推計した答弁の中で税源移譲の額について約8,300万円ということで、そのうちの2,000万円という数字につきましては、交付税の基準財政需要額に算入されるという意味での数字でございました。

このたび、19年度予算の編成に当たりまして、それなりの情報が流れてきたのと、平成18年度の当初、それから19年度の当初の比較を私ども実際に決算の段階でしております。その段階で、当時の試算額とかなりの数字の乖離といいますかそごが出てまいって

おります。

18年度当初予算比較で申し上げさせていただきます。

18年度当初予算比較で、これはあくまでも個人所得割でございます。調定ベースで18年度当初3億4,890万6,000円、これは普通徴収の均等割、特別徴収の均等割、所得割等々含んでございます。

それから、19年度当初の調定額、予算書の個人の欄の、要するに均等割、所得割を足していただくと数字の合計が一致しますが、4億3,535万円、調定ベースです。

この差額8,644万4,000円が、調定ベースでふえたこととなります。このうち、いわゆる定率減税廃止の復元分が、1,832万2,000円と試算されます。その差額イコール8,600万円から引きますと、6,817万3,000円が個人町民税の税源移譲に伴う増額ということになります。

この増額が、あくまでも調定ベースでございますので、これに特徴は1.0、いわゆる100%徴収、それから、普通徴収につきましては、96%の徴収率を乗じますと、いわゆる予算の額になるということになります。

●委員長（室崎委員） 3番。

●南谷委員 そうしますと、こういう試算をされたんですけれども、19年度の税収でございますから、個人の方なんですけれども、18年度の数字が所得がある程度下がっているからこのような数字になったのかどうか、その辺につきましても一つお尋ねをさせていただきたい。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 一度でご答弁できればよかったです、まず、先ほどの答弁につきましては、当初予算対比でございます。

それで、一方、18年度の決算見込み対比でも比較をしてございます。その数字は、簡単に申し上げますと、税源移譲にかかわる分につきましては、7,389万5,000円と試算してございます。一方、定率減税については、1,880万6,000円ということで、計9,270万1,000円、これは定率減税の廃止の復元分と税源移譲にかかわる分の合計が9,270万1,000円という比較になってございます。これは、どうしてこういうことになるかといいますと、18年度の当初予算のいわゆる調定ベースで3億4,890万6,000円が、決算見込みベースでは3億4,199万8,000円ということで、若干の減額ということと、その減額に伴う計算上の案分率によってこのような数字が出てまいります。

したがって、当初比較ですか決算見込みベースですかは、これはあくまでも推計でございます。実際に本年度3月15日、今月15日確定申告が終わり、所得の把握が終わった段階で6月、7月ごろに、それぞれの所得が確定した段階で、いわゆる税率等を掛けた段階で正確な数字が出てくるかと思えます。

●委員長（室崎委員） 3番。

- 南谷委員 数字の経緯についてはわかりました。そうしますと、当初から申されていますその税源移譲によって、町民個々が不平等にならないのか。こういう観点からは課題は残らないのでしょうか。

町とすれば、たまたま町税のところで、私聞いているんですけれども、と申しますのは、町民税という形の税込、今この説明をいただいた関係では、余り私も税源移譲によって町財政税務上では影響が、結果として今聞いたように大きな差はないという理解はできたんですけれども、一方、町民側にとって、町全体でもいいんですけれども、これも町税がこの数字、実際、ほかに影響というものはないのでしょうか。町民側サイドにとって本当はないのかどうか、その辺もう少しお聞きをさせていただきたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

影響という意味では、いろいろな意味が二、三種類あるかと思います。

国の総務省でいう所得税の減税、いわゆる3兆円の地方に対する税源移譲によって、地方税はふえますが所得税は減りますよと、ただし、その増減でプラス・マイナス・ゼロですよというPRを今テレビ、いろんなメディアを使ってされているようでございます。

ただし、このたびの一般質問でも、田宮議員さんの方の定率減税の質問にもあったように、定率減税はまた税源移譲とは違います。これは、負担増になることは確かでございます。

したがって、税源移譲と別個に考えて定率減税では負担増になることは、これは全く確かなこととございまして、それが影響ということであれば、確かな影響になることははっきりしております。

それから、もう一つ考えられることが、特別徴収、それから普通徴収、いろいろな形態がございまして、所得割にしましては、約半々の調定額になってございまして、ご存じのとおり、特別徴収の方は、平成19年1月1日から既に所得税が、いわゆる簡単に申し上げますと、半分になってございまして、それから、町道民税の特別徴収につきましては、6月徴収分から、簡単に申し上げますと、今まで5%だった税率の方が10%の税率、簡単に言うと、2倍になった徴収税額でいくと。そうなりますと、6カ月間タイムラグがございまして、ただし、1年を通すとプラス・マイナス・ゼロと、これも定率減税を除いての話です。

それから、一方、普通徴収の方でございまして、普通徴収の方は、所得が確定した段階で6月以降納付書を発送させていただきます。その際、税源移譲になった分、簡単に申し上げますと、今まで10万円の町道民税を納めていただいた方が、10%のフラット化になったことにより、20万円の納付書が行くこととなります。これは、普通徴収の方は、所得税につきましては、来年の3月に確定申告をして所得税が、簡単に申し上げますと半分になると、その1年間の要するに誤差はございまして、

したがって、これも影響と考えますと、普通徴収の方は来年の3月まで所得税は

支払はしませんが、その際に、今まで例えば10万円かかったものが5万円になるのが来年の3月確定するんですが、町道民税が6月以降納付書が出て、いわゆる10%のフラット化になった税額で納付書が届くと、お手元に届いた際には昨年よりも高い税金ではないですかという感じを、いわゆる負担感というものは否めないかなということを感じて言えば、それも影響の一つかなというふうに考えてございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

●南谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） 1目個人。  
14番。

●田宮委員 今、ちょっと話題になっていました定率減税、定率減税というのは、私が講釈しなくてもよくわかりだと思んですが、所得税で20%、最大25万円、町民税で15%、最大で4万円。これが定率減税ということで、今まで減税になっていたんですけども、これが廃止になって、この分が増税になると。いわば町民の負担増ということになるわけですね。

これは、平成17年の国会で平成18年から、8年にまず定率減税を半分にする。それから、18年の国会で定率減税を廃止すると。実施は、所得税が今年の1月、それから、町民税が今年の6月ということのようであります。

所得税や町民税の定率減税の廃止で、全国的には1兆7,000億円増税になるというふうに言われているわけであります。

今年の予算書を拝見いたしますと、町民税の個人の分、去年と比較しますと8,535万円、これは、今申し上げたようなことで例年に比べて、大きな額になっているというふうに思うのでありますが、その辺について一つはお答えいただきたいと。

それで、同じように定率減税の廃止と同時に、所得税から住民税に全体で3兆円の税源移譲が行われる。

1月の段階では、定率減税の廃止で、ふえる所得税額よりも、税源移譲の関係で、減る所得税額の方が大きいためにほとんどの人が一時的に、減税になったように見えた。しかし、6月には税源移譲による町民税の増加と、町民税の定率減税廃止が重なって、町民税が大幅に負担がふえると、その辺について具体的にお答えをいただきたいと。

1年を通じて計算すると、結果的には定率減税の分だけ増税になってしまうということのようであります。

これは、一つの例であります。年収500万円のサラリーマン4人世帯で、昨年と比べて1万8,000円近く、おととしに比べれば3万5,000円の増税になるというふうに言われておりますが、厚岸町で何かこういう卑近な例をとって、定率減税が廃止になる影響についてお答えをいただきたいなというふうに思います。

定率減税というのは、平成11年に恒久的減税として、いわゆる大企業減税、法人税率の引き下げや、金持ち減税と言われる所得税の最高税率引き下げとともに、実施をされ

てきました。ところが今度、国は景気が回復したということで、定率減税を廃止を決めたわけでありますが、財政課長は、こういう国の考え方というのはおかしくないかというふうに私は思いますがいかがでしょうか。

実際に景気がよくなったのは大企業や金持ちで、庶民の暮らしは少しもよくなっていないわけですね。財税課長いかがですか、お暮らしは。

そして、結果的に、大企業や金持ちの減税は温存して、庶民ばかりが増税の対象になるというのが今回のことではないかと思えます。

それからもう一つ、話の中身を変えて、高齢者の町民税の引き上げの問題であります、おとし国会で2つの改悪がされましたね。

一つは、公的年金等の控除の縮小。年金生活者の場合は、65歳以上の場合に最低でも140万円を引くことができたため、年金額の少ない人は非課税だったけれども、この最低額が120万円になるなど、公的年金控除の額が縮小されたために年金は1円もふえない。ふえないのに計算の上だけで所得がふえてしまい、税金がふえるという現象が起きていると言われております。

それから、65歳以上の高齢者で所得が1,000万円以下の人に適用されていた老年者控除、町民税で48万円、所得税で50万円、これが廃止になったと。これまでいろいろな各種控除があるわけでありますが、それを引くときに老年者控除も引いていたわけですが、これが廃止されたためにその分だけ課税所得がふえると、いわゆる増税になると。その辺の影響についてもお答えをいただければいいと思えますが。

まず、とりあえず、そのことについてお伺いします。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

まず、平成18年度税制改正によりまして、定率減税が全廃、今まで所得税で20%が10%になったのがゼロ、15%が7.5%になったのがゼロ、その定率減税の影響額につきましては、せんだっての一般質問で町長の方から答弁したとおりでございます。

これにつきましては、推計値でございますが、確実に定率減税が廃止になったことにより課税されている納税者の方は、当然その分、いわゆる負担増。今委員おっしゃいます増税、委員の言葉をおかりすれば増税になると。これは、私もそのとおりだと考えております。

それから、国が3兆円規模の税源移譲というふうに言っておりますが、国の予算書では3兆円をどのように捻出して、どのようにやったかというのは、全く見えてきません。簡単に言いますと、文科省の補助金を削減した、それから所得税率を改定したということで、3兆円の財源捻出をし、それを地方に、いわゆる移譲したんですよという言い方をしておりますが、ほかに色がついていないのはそれもそうですけれども、どの項目からどのように地方団体へ3兆円を移譲したという明確なものはございません。したがって、本当に3兆円移譲になっているのかということは、各市町村2,000団体ほどある市区町村が実際に所得を把握して、課税をした段階でそれぞれ3兆円規模に全国の市町村の合計になるのかどうかで判断できることだと思います。

少なくとも、厚岸町につきましては、いろいろな計算方式を当てはめてやりましたが、その3兆円のうちの幾らかということは、これは当然推計もできません。ただし、一定の計算率に基づいて税源移譲はこの程度来るだろうと、ということは、何を根拠に言っているかといいますと、ご存じのとおり所得譲与税、いわゆる昨年1年先送りされた所得譲与税が本年度4月1日に廃止されます。

この額とほぼ同額に近い額が、要するに税源移譲の額になっているということは、大体、国で言っている税源移譲の額に相当するのではないかと。

ただし、3兆円規模、国の規模ではどうかなということにはちょっと推計しかねるところでございます。

それから、厚岸町への影響ということでございますが、単純に納税義務者5,000人ほどおります。定率減税額の復元分、増負担分1,800万円を5,000人で割りますと、要するに単純計算で1人当たり3,600円ほどの負担増になります。

したがって、これは、いろいろな所得階層がございまして、単純にはいきませんが、納税義務者で割り返すと定率減税廃止にかかわる額については、その程度になるのではないかというふうに考えます。

それから、税財政課長として景気の回復はどうかというご質問でございます。

これにつきましては、さきに若狭町長の町政執行方針にございましたように、中央は景気回復があるというふうに言われておりますが、いまだ地方にあっては、その波及効果は見受けられないという認識で私はいるところでございます。

それから、公的年金、老年者控除、これは委員おっしゃいますとおり、140万円が120万円、それから老年者控除の50万円が廃止ということになったことは、周知の事実でございます。昨年の納付書の発送時に札幌市と、いわゆる大都市では、特に高齢者の方が、今まで均等割しかかかっていないのに、所得割がかかったと、どうしてくれるんですかと、窓口が大変だったという新聞報道等も受けました。私どもも30件ほど窓口でそういう苦情を受けております。丁寧に、地方税法が変わってこうなりましたという説明をしてお帰りはいただいておりますが、大変つらいものがあるというのは個人的な感想でございます。この委員会で個人的な感想を述べるのはどうかと思いますが、そういうことは感じたところでございます。

●委員長（室崎委員） 14番。

●田宮委員 30件ほど苦情があったということですが、通常はそんなに苦情はないですよ。だから、結構、苦情は多かったというふうに考えていいのではないかというふうに思います。

それで、この町民税については、定率減税の廃止で具体的に町民の負担増になるのが6月というふうに言われておりますが、これはここにある8,535万円、これを考えればいいんですね。

先ほども申し上げましたけれども、公的年金の控除の縮小であるとか、これは年金生活者の生活にかかわってくるわけでありまして、厚岸町でどのくらいの額になるのか計算されておられれば教えていただきたいと思うんです。

それから、先ほども申し上げた65歳以上の高齢者で所得が1,000万円以下の人に適用される老年者控除が廃止されるが、この影響額がわかれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、負担軽減、これだけ負担がふえるわけですから、町民としては現在ある制度を残らず活用して、何とか負担を軽減するというふうな知恵を働かさなければならぬのではないかというふうに思うんですが、例えば、住民税の非課税措置が廃止されましたけれども、障害者や寡婦については、125万円非課税限度額が残っていると。障害者手帳を交付されていなくとも、それに準ずる。町長が認定すれば税法上は障害者として扱われる。それから、医療費控除や社会保険料控除などもきちんと申告する。こういうことが、町民にとっては大事なことになるわけですね。

それから、医療費控除は一般には、医療費が年間10万円を超えた場合受けられるというふうに考えている人が多いわけですが、正確には所得の5%か医療費の10万円のどちらか少ない方であれば控除を受けられる場合が多いというふうに言われておるようですが、その辺のことについて具体的にお聞かせをいただきたいと。

それから、こういうふうに非常に住民の負担が重くなりますので、この前も申しあげましたが、何とか充実した減免制度、これは町がそれだけ負担をしなければなりません。財政が苦しいから大変だというようなお話も前に聞いたことがあります、その辺についても具体的にお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、1点目の予算書の8,535万円がいわゆる定率減税及び税源移譲の額でよろしいのかということですが、これはあくまでも町民税でございます。

したがって、これを6で割って4を掛けますと町道民税になって、その額が負担になるということですが、ご理解賜りたいと存じます。

それから、65歳以上の老年者控除の影響額、これは平成17年度税制改正で行われた分ですが、この影響額についてはちょっと資料を持ってきますので後ほどお答えしたいと思います。

それから、住民税非課税措置の125万円、これも同じく平成17年度の税制改正で行われたものでございますけれども、この非課税措置については、65歳以上のときの改正と一緒に改正されず現在も残っております。

それから、医療費控除でございます。これは、委員おっしゃるとおり、10万円を超える額もしくは所得の5%のいずれか少ない額、これ意外と知られていないようでございますが、私ども今確定申告やっておりますが、会場に張り紙をして、きちっと周知しておりますので、いわゆる控除漏れがないようにしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

それから、減免措置について、せんだっての一般質問でも町長の方から答弁あったところでございますが、条例で定める、それから法律で定める、それらを十分、きちっとした認識の上に立って、適切な運用をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜

りたいと思います。

なお、65歳以上の老年者控除の影響額、以前に一般質問についてお答えしておりますので、資料がございますのでちょっと時間をいただければ持ってまいりますので。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 3 時49分休憩

午後 3 時55分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 大変貴重なお時間をおかりしまして申しわけございません。

65歳以上125万円以下の非課税措置廃止に関する影響額、これにつきましては、18年度当初課税ベース、町道民税で397件、143万7,900円の影響額が出てまいります。

したがって、人数で、397件で割りますと、1件当たり3,621円、これだけの影響が出てくると試算しております。

以上でございます。

●委員長（室崎委員） いいですか。

●田宮委員 はい。

●委員長（室崎委員） 1目、他にございますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先に進みます。

2目法人、ありませんか。

2項1目固定資産税、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、3項1目軽自動車税、4項1目たばこ税、5項1目特別土地保有税、6項1目都市計画税、ありませんか。

2款1項1目地方道路譲与税、2項1目自動車重量譲与税、3項1目所得譲与税、ありませんか。

3款1項1目利子割交付金。

4款1項1目配当割交付金、ありませんか。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金。

6款1項1目地方消費税交付金。

7款1項1目ゴルフ場利用税交付金。



8款1項1目自動車取得税交付金。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村交付金。

12番。

- 谷口委員 今回、この69万5,000円、前年度に比較して増額になっているんですが、これは海兵隊の砲撃訓練と関係あるのでしょうか。

- 委員長（室崎委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

この国有提供施設等所在市町村交付金につきましては、委員ご承知のとおり、自衛隊基地交付金でございます。

これは、米軍のいわゆる104号線越え、いわゆる米軍の演習とは全く関係のない交付金でございます。ちなみに総務省発表の数字によりますと、18年度予算が315億4,000万円で、今年度予算案、現在審議中でございますが、325億4,000万円、若干伸びてございます。したがって、この伸びをそのまま見ることは、私どもできません。理由は、この300億円の中にいわゆる基地交付金、それと調整交付金がございます。この配分方法は、衆議院の第3分科会で調整されるものと聞いております。

したがって、私どもは、この昨年度18年度の最終予算をもって、同額ということで計上させてもらっているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

- 委員長（室崎委員） 12番。

- 谷口委員 今年度9月に矢臼別で訓練が行われるというふうに発表になっていますよね。

そうするとそれらに対応する町のさまざまな対応する経費等が当然必要になってくるわけでありまして、あるいは、受け入れたことによるさまざまな事業が行われましたけれども、それらを検証していくことも非常にこう大事なことになっていくのではないかなというふうに思うんですが、それらに対する費用は、今は厚岸町はどのようにして費用を捻出しているのかちょっと教えていただきたいんですが。

- 委員長（室崎委員） 休憩します。

午後4時02分休憩

午後4時02分再開

- 委員長（室崎委員） 再開します。

税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

委員ご承知のとおり、防衛予算関係につきましては、今申し上げた調整交付金、9条関係、それから民生安定、いわゆる補助金、それから、今言った基地交付金等々ございます。これらにつきましては、国の予算があるところでございまして、特にこの基地交付金、それから調整交付金につきましては、総枠による中の配分と、それから民生安定補助につきましては、該当事業がある中での要望に対して採否を決定しての配分ということになるかと思えます。そのほか、いわゆる米軍の演習等によるSACO予算につきましては、現在のところどういう形態で入るかは情報としてはつかんでございません。ただし、来るのではないかということで一定の予算額を予算の提案説明でもさせていただいておりますが、措置をしております。SACO予算につきましては、中隊規模を想定しまして、これに9掛けで1億1,160万円の予算計上をしているところでございます。ただし、この額は一般会計では合致しません。町立病院の方にも行っておりますので、単純にこの合計にはならないことをご承知おき願いたいと思えます。

●委員長（室崎委員） 12番。

●谷口委員 すみません、もう一つお伺いしたいんですが、この交付金なんですけれども、これを例えば固定資産税で計算すると、額としてはどれくらいになるんですか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

円単位まで必要だと、今、下から資料出しますが、よろしいですか。

●谷口委員 円まで要りません。

●税財政課長（佐藤課長） それではお答えいたします。

以前に、計算してございます。

農地、それから雑種地。農地はほんの一部でございしますが、評価額に換算して200万円程度の評価額となっております。

●委員長（室崎委員） いいですか。

●谷口委員 はい。

●委員長（室崎委員） 1目国有提供施設等所在市町村交付金、他にございますか。

なければ先へ進みます。

10款1項1目地方特例交付金、ありませんか。

9番。

●松岡委員 このことについて聞いたことがないんですけれども、今までずっと予算書に

載っているんだけど、この仕組みといいますかどういふあれでもって金が来るのか。どういふようなあれでもって趣旨がなっているのか。この際、教えていただきたいと思ひます。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

地方特例交付金につきましては、この新年度予算の提案説明でも説明させていただきましたが、本年度、法改正によりまして恒久的減税に対する交付分でありました従来の地方特例交付金、いわゆる恒久減税分が廃止になりました。残ったのが児童手当分が297万6,000円ということでございます。そのかわりに、暫定的措置として、本来2年間で1年目4,000億円、2年目2,000億円だったのが、3年間延長するというところで2,000億円、2,000億円、2,000億円で、19、20、21と延長するという措置がとられたようでございます。したがって、このたび昨年度の3月の特例交付金のかわりに特別交付金という制度が創設された分の半額をもって、1,087万7,000円の予算措置をさせてもらっているところでございます。

●松岡委員 結局わからないんだけど、もう少し詳しく説明できないかな。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 昨年度まで地方特例交付金というのがございました。この中には、恒久減税に伴う地方を補填するための地方に対する交付金がございました。この地方特例交付金というのは、平成11年度に創設されました恒久的な減税に伴う地方税の減収額を補填するために交付される交付金であるということによって交付されてきたものでございます。

これが廃止になったことに伴い、昨年度から児童手当分として交付された分が地方特例交付金として残り、暫定的な措置として、新たに特別交付金としてこの恒久減税対策分を暫定的に地方に補償しましょうということによって創設された名称で、特別交付金として科目に計上しなさいということによって、国から示されたものでございます。額につきましては、先ほど説明したとおりでございますので、ご理解賜りたいと思ひます。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 そうすると、先ほどの説明からいけば、あと3年間はこの特例措置があると。でいいわけですね。そう理解していいんですか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 委員おっしゃるとおりでございます。

●松岡委員 わかりました。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1 目地方特例交付金、他にございますか。

なければ先に進みます。

2 項 1 目特別交付金。

8 番。

●音喜多委員 前段の特例交付金とあわせて、今回出てきた特別交付金の部分でお話ございました。

この特別交付金、将来的にもあるのかどうか分かりませんが、現在のところは、このままあるんだろうという見方はしておりますが、この今言われた内容とは別に、今地方分権に即した地方独自の施策の中で、地方を元気にする方法というか、「がんばる地方応援」の町政執行方針の中にもありますように、そういう地方独自の施策をとって地方が頑張るといふ姿を見せると、国はこの特別交付金の中に何がしの期待感を地方に与えるような施策を地方でとってもらえないかという元気づけというか、地方のやる気を起こすというか、そういったことで地方自治体に地方交付税、特別な形で上げましょうということのようでございますけれども、それを受けて町長の執行方針の中にもそういう考え方を一部載せていただいておりますが、そもそも今回新たにこの特別交付金が出た背景というのは、そういうことを重々加味して、この予算づけがされているものなのかどうか、まず、その辺から伺っていきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたしたいと思います。

10款地方特例交付金、2項特別交付金につきましては、安倍首相が提唱してございます「がんばる地方プログラム」についての交付金とは関係はございません。

がんばる地方プログラムについては、今のところ地方交付税でインセンティブを判断した上で交付をするという状況になっているようでございまして、いろいろな新聞報道によりますと交付税の補助金化ではないかというようなことも報道されているようでございますが、今現段階では、どのようなことをやったらどのような基準でどの程度の交付税が交付されるのかは、全く情報はありませんので、ご承知願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 8 番。

●音喜多委員 すると、全くそういう額も、それから言葉だけだと、想定されるだけのものだというふうになるわけですね。

そういったものを、それでは今回の町政執行方針の中では、ああいうふうに堂々と書かれているわけで、それに基づいて、新年度から新しい厚岸町独自の施策を起こすのか

なという期待感もあるわけですが、では、具体的な裏づけは今のところはないと見ていいんですか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 裏づけはないということではございません。私の答弁がちょっと極端過ぎましたが、地方交付税で措置をすると。ただし、その基準がいまだはつきりしてございません。

今のところ、地方の施策について、何をどうするかという交付申請書のような様式は示されてございます。

例えば、町長が執行方針でも述べておりました子育て支援対策、これを実施した団体が、昨年度100人お子さんが生まれたのが、120人の場合は交付税措置をすとか、何かそんなようなことが今盛んに国の事務方の方で議論をされているようでございます。

ただし、それに対して、各省庁の特別な、例えば、厚生労働省にその予算があるかという、その予算はないというふう聞いております。

あくまでも地方交付税により措置をするという情報が、現段階での情報でございまして、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 8番。

●音喜多委員 委員長、申しわけございませんでした。

次の款項の方に入ってしまった意見をお互いにしてしまったことになりまして、地方交付税の方に私は触れたつもりではないんですけれども、そちらの方へ入りましたので、お許しをいただいて、きちっとした地方交付税の中でもう一度発言させていただきます。

●委員長（室崎委員） はい、わかりました。

他に、特別交付金についてございますか。

なければ先へ進みます。

11款1項1目地方交付税。

8番。

●音喜多委員 ここで正式に。今、国がそういうアドバルーンを上げたわけでございますけれども、厚岸町もそれに呼応するような形で町政執行方針の中に、地域ががんばる地方応援プログラムというものが、政府の中で考えられて地方の知恵比べと申しますか、そういうやる気を起こす施策と申しますか、そういったことを国が求めているようでございます。その裏づけとして、今言われたように、地方自治体に地方交付税で支援する制度を創設すると。これはまだ予算審議中ですから、確定したものではないんでしょうけれども、そういう考え方のもとに平成19年度は予算づけになると、そういうことに町政執行方針の中でも認識していいだろうと思います。

そういう中では、厚岸町はそれでは具体的に、では何を今執行部の方々は考えておら

れるかということのを伺っていききたいなと思っていたんですけども、今一部、例えば子育ての問題とか、しかしそれらは本来はきちっとやって、もっと違う意味での地方が元気付けというか、頑張るというか、そういう子育てあるいは第3子の支援だとか、そういうのは本来やっていなければならないというか、別な新しい視点での施策、まちおこし、そういう考え方だと私は思っているんですが、まず、その辺の認識としていかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

地方交付税の科目に入りましたので、地方交付税として今のところ交付を予定されている「がんばる地方応援プログラム案」の概要というものが、国から道を介して示されております。

その中のプロジェクトの例といたしまして、先ほど言いました少子化対策、地域経営改革、地場産品発掘ブランド化、もろもろこう書かれておりまして、これらの事務事業を行って、成果があるものについて地方交付税によって措置をします。その交付税の措置額は3,000億円程度、19年度においては2,700億円程度というふうに言われておりますが、これにつきましても交付税総体15兆2,000億円でございますので、どのような配分になるかはいまだわかりません。ただし、今国で考えられていることは交付税で措置をするということでございます。

それから、このがんばる地方応援プログラムについて、町としてどのような態度で臨むのかというご質問でございますが、このプロジェクトの例に合うような施策が既にあるものについては、積極的に国にこういうことをやっていますというアピール、PRをして、できる限り地方交付税のいわゆるインセンティブ、出来高払いといいますか、そういう交付税をいただけるような取り組み、努力をしたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） いいですか。

●音喜多委員 はい。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 18年度の最終的な地方交付税はどのくらい来たんですか。

最終予算、ちょっと見ていないものですから教えてください。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 18年度の交付税の決定額は、32億8,351万円でございます、これに2月6日に国の補正予算が参議院可決成立いたしましたして、追加交付、いわゆる調

整戻しがあります。1,072万8,000円。したがいまして、32億9,423万8,000円が普通交付税になります。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 本年度はどうなんですか。昨年度並みの、いわゆるいろいろな失業の施策等によってなるんですか。それとも、去年以上にもらうようなことになるのか、このあたりの考え方をお聞きしたい。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

委員ご承知のとおり、地方財政計画では、いわゆる地方交付税の額は4.4%のマイナスということでございます。これは、臨時財政対策債を含まない減額率でございますが、それからしてふえる可能性はございません。

それから、せんだって一般質問等でもありました新型交付税の導入によって、厚岸町は減額の団体の1団体となっているところでございます。

これらを勘案しますと、平成17年のいわゆる国勢調査の人口減、それから公債費でいう借金が終わるもの、交付税算入される起債償還の終わるもの等々、これらの交付税の基礎数値、それから単位費用等を考えますと、かなりの減額になるのではないかというふうに考えてございます。

したがいまして、当初予算におきましては、普通交付税の額については28億6,471万4,000円の計上となっているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 そうすると、計算の方法はともかくとして、実質的に現在組んだ19年度予算、これ以上ふえるという見通しは立っていない。手いっぱいだというふうに見ていいんですか。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 簡単に担当としてふえるとはお答えできませんが、この減額した中で、普通交付税を計上している中には、留保分として7,400万円は留保してございます。

これにつきましては、例えば、除雪経費でありますとか、いわゆる不測の事態、予測のつかない事態に備えての留保として、7,400万円ほど留保してございます。

この留保につきましては、この減額率でいきますと12.7%程度になりますが、これを加味した上で7,400万円程度は推計の段階では留保できるだろうということで見ているところでございます。

したがいまして、全くこれからふえないということではなくて、そういう留保的な額、それから15兆2,000億円がどのように配分されるか、それから新型交付税が実際にどのように配分されるかによって変わってくると思います。

7月の本算定を待ちたいと思いますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 それであれば、具体的に言うと、今の説明からいくと、そういう可能性は全くない。うまく出ても7千何百万円ですか。そうですね。そういうふうに受け取っていないんですね。

もし、下手をとすると、それを足しても現在の予算額ぐらいで終わるんじゃないかというふうに見ていいんですね。

●委員長（室崎委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

7,400万円留保しているということでふえる可能性はあるのではないかという、予算調整担当としての考え方でございます。

これより全くふえないともふえるともここでは、私申し上げられません。

1ポイント間違えますと、3,000万円でございます。これは、4.4%という1億2,000万円でございます。非常に怖い歳入でございます。したがいまして、慎重の上にも慎重に立って試算してございます。どうぞご理解賜りたいと思います。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 町長に物申すんですけれども、何かこの交付税をもらうのにお上の意見もらっているような気がしてならないんですね。やっぱり基準をきちっと決めて、町が決めるのではなくて、決めてもらって、それにのっとってやっぱりそのとおりにいろいろ予算要求なり、予算を決めていかなければならない、そうして行ってほしいと思うんです。全く地方交付税自体が、予算を組めないようにするというそういうような状態でやられます、そういうふうなことですね。もう少しやっぱり、そうした地方交付税だけでもきちっと予算を組めるような、町長がするのではなくて、国の方に要望してもらいたいと思うんです。

余りこの辺のはこう来ないような気がしてしょうがないんですね。国の予算によって、全く役に立たない、そんなことでやられてしまって、そんなような気がするものですかから。

そのあたりの町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 町長。



●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

このたびの一般会計予算においての地方交付税、一般総額の約4割見込んでおるわけでありませう。

ご承知のとおり、地方交付税の算定というのは決まっておるわけでありまして、ということで新年度からは新型交付税、すなわち、面積と人口が主たる基準に相なるわけでありませう。

私の推測いたしますところ、地方交付税の総額については増額傾向にあるのではなからうか。しかし、厚岸町のような小規模自治体は、大変厳しい情勢の中に置かれておる。すなわち、先般お話しいたしましたけれども、減額という見通しを立てた中での健全財政を維持していかなければならない現実にあると認識をいたしておるわけでありませう。

しかしながら、新型交付税によって、小規模な自治体が削減されるような状況にあれば困るわけでありませうので、我々としていたしましては、今後ともそういうことのないようにさらに国に強く要請をいたしたいと。また、今までも、ただいまご指摘がありましたような趣旨に沿って、国に強く要請をいたしておるわけでありませうので、今後とも努力をさせていただきますと、かように考えておるわけでありませうので、ご理解をいたしたいと思ひます。

●委員長（室崎委員） 9番。

●松岡委員 ひとつそのように進めていってもらいたいと思ひます。

私どもから言わせれば、全く、少なからず町税で町で予算組むのに地方交付税までが全く当てにならない実態、過去の財源から言わせても当てにならない実態でありませう。であつては困るんですね。少なくとも、町長の言う予算、健全財政を組む上において、一番やっぱり確実な一つである地方交付税、国からもらう……（聞き取り不能）……。

それはやっぱり、国が地方に指導する一つの方法でなからうかと。恐らく、私は全然わかりませうけれども、国はやはり、地方である我々町民に対して健全財政とかなんとかということをおっしゃっていると思ひますね。

そういった考えからいくと、やっぱり、健全財政を行うためにも確実な予算を組むためにも、そのためにそういったことが一番大事であらうと。

少なくとも、国から支出されるであらうというその金額だけでも、事前にやっぱり示さなければいかんですよ。そうしてもらいたい。ましてや……、地方交付税ですから。

これについてはやっぱり、強く要望していつてほしい。そうじゃなかったら、地方の財政、まるっきり、我々一般家庭の予算よりも……、全く同じなんですよ。

当てになる金をはっきりできないわけですから。そういったことを、やっぱり今後強く要望することを願ひしたい。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 先ほども、助役から答弁をいたしておるわけでありませうが、地方交付税の最高

時は、平成12年でございました。

その後、削減傾向が続いておるわけでありまして、我々、予算を組むにおいても、地方交付税は大きなウエートを占めておるわけでありまして。

今回の予算の一般会計で、77億9,000万円にわたる予算の中で、確かに一般会計では、前年度対比5.5%増という予算を提案をさせていただいておるわけでありまして、交付税は、一般と特別交付、特に特別交付、12月、3月の2回にわたっての交付がされるわけでありまして、その経済状況、収入等においても、国の配分というのは、そのときにならなければわからないという状況にあるわけでありまして、ご指摘ございましたとおり、やはり我々主体とする大きな予算となっております地方交付税の確保なくして、予算の実施ができないことは現実の問題であります。

そういう面においては、先ほども申し上げましたけれども、国にさらに要望しながら穴のあかないように最善の努力をいたしたいと、そしてまた、願わくば、当初予算よりも大きなプラスになっていくよう、これからも国に対する要望事項としての行動を行ってまいりたい、かように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

1目の地方交付税、まだございますか。

ありますね。

今日は、ここで閉めたいので、明日はこの1目地方交付税から始めようと思います。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時34分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成19年3月13日

平成19年度各会計予算審査特別委員会

委員長